



おにぎり通信

2017年12月16日(土曜) 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷周辺と銀座、日比谷公園、東京駅周辺で生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

東京駅では、長い間工事が続けられてきた丸の内駅前広場がついに先日完成し開業しましたが、約90年前の今日12月16日は、八重洲口が開業した日です。

八重洲という地名は、ここに住んでいたオランダ人ヤン・ヨーステンの和名「耶楊子(やようす)」に由来します。彼は、江戸時代に日本に漂着し、後に徳川家康の通訳などとして活躍し、家康からこの地に住居を与えられました。

この他、八重洲には北町奉行所がありました。中村梅之助や高橋英樹が演じた「遠山の金さん」のモデルである遠山左衛門尉景元は幕末の北町奉行ですが、天保の改革に反対して僅か3年でクビになります。その際、町人の生活や娯楽を守ったため、「金さん」の芝居が盛んに上演され人気を得ました。後に南町奉行に振り返りましたが、南町奉行所は、現在の有楽町駅前広場にありました。

☆12月4日(月) 福祉行動報告

どなたもお見えになりませんでした。

次回の福祉行動: 12月18日(月)

東京駅丸の内南口地下に朝8時30分までに集合してください。車輪の前に「おにぎり通信」を持った者が待機しますので、声をかけてください。病気やケガの治療を希望される方や体を休めたい方と一緒に「福祉事務所」まで同行します。福祉行動は原則、毎週月曜日に行います。福祉行動は、参加される方が、ご自身の希望をご自身の言葉でハッキリと福祉事務所に伝えることで成り立ちます。

最寄の福祉事務所

中央区福祉事務所...中央区築地 1-1-1 中央区役所4階

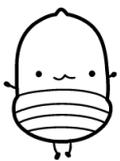
千代田区福祉事務所...千代田区九段南1-2-1 3階

【居宅保護の原則】

生活保護は、法律において、(アパート等の)居宅において行うものとされています。そして厚生労働省が出している文書において、路上生活をしている人が生活保護を受ける時に「居宅生活ができると認められる者」については、公営住宅等を活用することにより居宅において保護を行うこと、公営住宅への入居ができず、住宅を確保するためにアパート等の敷金を必要とする場合は、これを出すこととしています。一方、直ちに居宅生活を送ることが難しい者については、宿泊所等の施設で保護を行うこととしています。

ところで、アパート等における「居宅保護」が原則であるにもかかわらず、路上生活をしている人が生活保護を受ける際に宿泊所等の施設を紹介されるのが一般的なのはどうしてでしょうか。これは、希望に合うようなアパートをすぐに見つけるのが難しいということもありますが、居宅生活ができるかどうかを判断するためにまずは施設に入居させて様子を見るという運用をしているところが多いためと思われます。ところが、こうした運用をするべきとしている文書はどこにもなく、さらに言うと、居宅保護を希望し、またその可能性があるにもかかわらず、施設での保護を強いるのは違法である可能性すらあります。2002年に行われた「佐藤訴訟」においては、路上生活者が、耳が聴こえにくいことで施設での集団生活に馴染めないため、居宅での保護を希望したにもかかわらず、それを受け入れずに施設での収容保護としたのは違法であるとの判決が出ています。

施設での集団生活や不自由な生活が嫌で、生活保護の申請をためらっている人もいらっしゃるかと思いますが、施設に入居することは生活保護を受けるための条件ではありません。一時的な宿泊所等の施設の利用は、現実的にやむを得ないところはあるとしても、生活保護はアパート等の居宅での保護が原則です。施設保護という形での生活の最低保障か、最低保障なしの自由な路上生活を続けるか、という二者択一を強要されるとすれば、それは正しい状況ではなく、改善を求める必要があります。



おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せず、ゴミ箱に入れるなど、片付けにご協力をお願いいたします。おにぎりは必ずその日のうちにお召し上り下さい。また、お1人1個でお願いします。

よつや なかま れんらくさき
四ツ谷おにぎり仲間 連絡先：080-7795-8535